

# 保安規程変更届出書

総株文発第12号  
令和3年3月1日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣  
梶山弘志 殿

香川県高松市丸の内2番5号  
四国電力株式会社  
取締役社長 社長執行役員 長井 啓介

次のとおり保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕を変更したので、  
電気事業法第42条第2項の規定により届け出ます。

変更の内容	別紙のとおり
変更年月日	令和3年3月1日

以上

## 変 更 内 容

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕について、別添の保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕新旧対比表の改正後欄のとおり変更する。

以 上

保安規程〔電氣事業用電氣工作物（原子力発電工作物）〕新旧対比表

保安規程[電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）]新旧対比表

現 行	改 正 後	備 考
<p style="text-align: center;">保 安 規 程</p> <p style="text-align: center;">〔 電気事業用電気工作物（原子力発電工作物） 〕</p>           <div style="border: 1px solid red; display: inline-block; padding: 2px;">令和2年 9月 25日</div> 実施   <p style="text-align: center;"><b>四国電力株式会社</b></p>	<p style="text-align: center;">保 安 規 程</p> <p style="text-align: center;">〔 電気事業用電気工作物（原子力発電工作物） 〕</p>           <div style="border: 1px solid red; display: inline-block; padding: 2px;">令和3年 3月 1日</div> 実施   <p style="text-align: center;"><b>四国電力株式会社</b></p>	<p>・ 実施日の変更</p>

保安規程[電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）]新旧対比表

現 行	改 正 後	備 考
<p>(巡視, 点検, 検査及び補修等の実施)</p> <p>第12条 電気工作物の保安を確保するため, 保安規定第119条に定めるところにより, 次の各号に定める巡視, 点検, 検査及び補修等を行い, その結果を第23条に基づき適正に記録・保存する。</p> <p>(1) 電気工作物が, 常に関係法令で定める技術基準に適合するよう維持すること並びに事故の未然防止をはかることを目的として, それぞれの設備実態等に応じ, 別表第2に示す巡視を行うとともに, 原子炉ごとの保全計画を策定し, これに基づき点検, 検査及び補修等を行う。</p> <p>(2) 事故発生のおそれのある場合並びに事故が発生した場合においては, 必要に応じて巡視, 点検, 検査及び補修等を行う。</p> <p>(3) 電気工作物の工事中又は工事終了後において, 保安上支障のないこと並びに技術基準に適合していることを確認するために, 必要に応じて巡視, 点検及び検査を行う。</p>	<p>(巡視, 点検, 検査及び補修等の実施)</p> <p>第12条 電気工作物の保安を確保するため, 保安規定第119条に定めるところにより, 次の各号に定める巡視, 点検, 検査及び補修等を行い, その結果を第23条に基づき適正に記録・保存する。</p> <p>(1) 電気工作物が, 常に関係法令で定める技術基準に適合するよう維持すること並びに事故の未然防止をはかることを目的として, それぞれの設備実態等に応じ, 別表第2に示す巡視を行うとともに, 保全計画を策定し, これに基づき点検, 検査及び補修等を行う。</p> <p>(2) 事故発生のおそれのある場合並びに事故が発生した場合においては, 必要に応じて巡視, 点検, 検査及び補修等を行う。</p> <p>(3) 電気工作物の工事中又は工事終了後において, 保安上支障のないこと並びに技術基準に適合していることを確認するために, 必要に応じて巡視, 点検及び検査を行う。</p>	<p>・記載の適正化</p>

保安規程[電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）]新旧対比表

現 行	改 正 後	備 考
<p>その2</p> <p>伊方発電所 主任技術者 (電気) (ボイラー・タービン) (原子炉)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>品質保証部 <ul style="list-style-type: none"> <li>品質保証課 (品質保証活動の推進・支援 文書・システム管理)</li> <li>保安管理課 (保安管理に関する業務)</li> <li>定検検査課 (定期事業者検査に関する業務)</li> <li>人材育成課 (教育訓練の全般管理)</li> <li>工程管理課 (定期検査・保修作業の工程管理)</li> <li>プロセス管理課 (作業計画の妥当性の確認に関する業務)</li> </ul> </li> <li>安全管理部 <ul style="list-style-type: none"> <li>安全技術課 (原子力防災業務, トラブル対応, 社外関係機関対応 炉心管理, 原子燃料管理)</li> <li>放射線・化学管理課 (放射線管理, 放射性廃棄物管理, 化学管理, 個人放射線管理)</li> <li>防災課 (自然災害発生時の対応に関する業務)</li> <li>訓練計画課 (原子力災害の対応に関する教育訓練管理)</li> </ul> </li> <li>発電部 <ul style="list-style-type: none"> <li>発電課 (発電設備の運転管理)</li> <li>系統管理課 (発電設備の系統管理)</li> </ul> </li> <li>保 修 部 <ul style="list-style-type: none"> <li>保修統括課 (保修に関する統括業務)</li> <li>機械計画第一課 (一次系機械設備の保守管理)</li> <li>機械計画第二課 (二次系機械設備の保守管理)</li> <li>電気計画課 (電気設備の保守管理)</li> <li>計装計画課 (計装設備の保守管理)</li> <li>設備改良工事課 (機械設備, 電気設備, 計装設備に関する 大型改良工事の計画・工事管理)</li> </ul> </li> <li>土木建築部 <ul style="list-style-type: none"> <li>土木建築課 (土木・建築設備に関する保守管理)</li> <li>耐震工事課 (土木・建築設備に関する耐震工事管理)</li> </ul> </li> </ul> <p>9</p>	<p>その2</p> <p>伊方発電所 主任技術者 (電気) (ボイラー・タービン) (原子炉)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>品質保証部 <ul style="list-style-type: none"> <li>品質保証課 (品質保証活動の推進・支援 文書・システム管理)</li> <li>保安管理課 (保安管理に関する業務)</li> <li>定検検査課 (定期事業者検査に関する業務 定期事業者検査・保修作業の工程管理)</li> <li>人材育成課 (教育訓練の全般管理)</li> <li>プロセス管理課 (作業計画の妥当性の確認に関する業務)</li> </ul> </li> <li>安全管理部 <ul style="list-style-type: none"> <li>安全技術課 (原子力防災業務, トラブル対応, 社外関係機関対応 炉心管理, 原子燃料管理)</li> <li>放射線・化学管理課 (放射線管理, 放射性廃棄物管理, 化学管理, 個人放射線管理)</li> <li>防災課 (自然災害発生時の対応に関する業務)</li> <li>訓練計画課 (原子力災害の対応に関する教育訓練管理)</li> </ul> </li> <li>発電部 <ul style="list-style-type: none"> <li>発電課 (発電設備の運転管理)</li> </ul> </li> <li>保 修 部 <ul style="list-style-type: none"> <li>保修統括課 (保修に関する統括業務)</li> <li>機械計画第一課 (一次系機械設備の保守管理)</li> <li>機械計画第二課 (二次系機械設備の保守管理)</li> <li>電気計画課 (電気設備の保守管理)</li> <li>計装計画課 (計装設備の保守管理)</li> <li>設備改良工事課 (機械設備, 電気設備, 計装設備に関する 大型改良工事の計画・工事管理)</li> </ul> </li> <li>土木建築部 <ul style="list-style-type: none"> <li>土木建築課 (土木・建築設備に関する保守管理)</li> <li>耐震工事課 (土木・建築設備に関する耐震工事管理)</li> </ul> </li> </ul> <p>9</p>	<p>・伊方発電所の組織整備に伴う保安に関する組織及び業務分掌の変更</p> <p>・伊方発電所の組織整備に伴う保安に関する組織及び業務分掌の変更</p>

# 添付書類

添付書類 1 変更理由

## 変 更 理 由

- (1) 保安に関する組織及び業務分掌について、伊方発電所の組織整備（令和3年3月1日付）の内容を反映する。
- (2) 第12条（巡視，点検，検査及び補修等の実施）における複数の原子炉の存在を前提とした記載を削除する記載の適正化を行う。

以 上